

する謂ゆる『意見書』なるものが發表されるに至つて、遂に表面化することとなつた。而してこの意見書なるものの内容は、一面に於ては大衆黨の活動不足を批判して黨の反省を求めるものであつたが結論に於ては

『政權獲得は大會の聲明を以て終るべきではない、資本家政權のある條件を現實に認識し、その不安定な金々擴大せしむる爲に打當反撲會に乘じ、大衆的指導力をもつて國民的に、國家的に深刻なる闘争を展開せしむるべきである。云々』

と稱し、明白なるファシズム的見地より黨に對して『運動方針を根底より改革』すべきことを要求したものであつた。

而してこの意見書が一度び公表されるや、恰かもそれが全國勞働の政治的意見として提出されたかの如くに一般に宣傳されたのであつたが、もとより我が同盟は如何なる機關に於てもかかる意見書の如きものを協議決定したことはなく、それは只黨本部役員を兼ねる今村君等の個人の政治的意見として黨の運動方針に対する意見として提出されたのであつた。勿論、大衆的團體の責任ある役員の地位にある者が個人の資格に於てもかくの如き舉に出することは組合の統制上許さるべきことではないが、我等は當時の特殊な事情を考慮し、政治的意見の相違によつて我が同盟に動搖を來すことを極力防止するためには、本問題は、應全國勞農大衆黨の問題として黨の決定を見るまでは同盟としては離脱し、黨の決定を得つて徐ろに問題としての態度を決定することが同盟として最善の途であると信じたので、三月十三日附當任執行委員會の名

統制問題として處理すべき事情に立ち至つたのである。

即ち、右の時局研究會なるものは、名を研究に藉るゝと雖もその實際は明らかに國家社會主義政黨の樹立準備の一過程であると認められるものであり、望月、白鳥の兩君の如きは組合の内部に於て自己の政治的意見を宣傳し『全國勞働はこの際政治的意見（政黨支持）を自由にすべし』との意見を宣傳し實質的に全國勞働の從來の方針たる全國勞農大衆黨支持の方針を變更放棄すべしとの意見を宣傳し、更に進んで卑劣なる陰謀的策動を開始したのである。これに對しては我が東京合同労働組合は右の兩君を組合の統制を棄るものとして斷乎として除名處分に附するに至つた。事茲に至つては、我が同盟としても、内部統制の必要上、一日も本問題を放置し得ざる情勢に迫られ、五月四、五日の第六回中央委員會に於て本問題の最後的決定をなしたのである。

（八）同盟の態度決定

第六回中央委員會に於ては、本問題は『政黨に關する件』

として討議されたのであるが、討議に入るに先だちて大矢議長より『本問題に關しては本中央委員會が如何なる決定をなすとも全委員はその決定を守り一致協力して全國勞働の統制保持と擴大強化のために努力すべし』と提議あり、これを満場一致申合せたのである。

かくて議事に入るや大矢君より、今後全國勞働は政黨支持

組合としては自由にすること、即ち然に對しては各個人がいづれに於て政黨に加盟するも自由なること、而して今後は組合の機關に於ては政黨の問題は一切取扱ふることにする』

にとづいて、この提案を中心に討議は進められたが、從來の全國勞働の階級的方針を守らんとする委員の意見は、安藝、熊本、大矢、山下、望月、白鳥、森等の諸君が赤松一派と共に發起人として名を連ねるに至つた。事茲に至つては單に問題は内部に於ける政治的意見の相違たるに止まらず、

『同盟は從來の政治方針たる全國勞農大衆黨支持の方針を變更すべしとの意見があつたが、結局採決の結果は、七票（大矢、上條、今村、熊本、安藝、山下）にて、政黨支持の必要はない、黨に我々自身が結成してゐるものであるから、若し現在の黨に對して不滿があつても内部よりそれを直すことに努力すべきであり、政黨支持を組合個人の自由としては組合内部の統制が絶対に保つことが出来ない』

といふのであつた。その他全國勞働はこの際一切の政治運動より退却すべしとの意見があつたが、結局採決の結果は、七票（大矢、上條、今村、熊本、安藝、山下）にて、政黨支持の統制は否決され、同盟の政治方針は從來と毫も變更なきこと決定したのである。

而して前記の『時局研究會』に參加せる諸君の統制問題に關しては前述の申合せもあり、又本問題の討議中に於て大矢熊本の委員よりは『時局研究會は單なる研究の機關として参加したに過ぎない』との釋明があり、藤岡委員よりは『全國勞働のためには時局研究會より手を引くことも辭せぬ』との言明があつたので、中央委員會としては、特に統制問題としてこれを披はず、各委員の自重と協力を依頼し、左の如く聲明書を發表して本問題の討議を終へたのである。